

つまり、老齡基礎年金の部分も厚生年金からカバーされているわけですね。
そして、この60歳代前半の厚生年金は、65歳到達で受給権が消滅し、
新たに本来の65歳からの老齡厚生年金の受給権が発生するのです。

●この特別支給の老齡厚生年金が減額される場合とは？
60歳前半の特別支給の老齡厚生年金を受給する時には、
3つの理由で年金額が減らされることがあります。

1. 在職老齡年金⇒60歳以降も会社で働き、厚生年金に加入している場合は、標準報酬月額と前1年間にもらった賞与額を12で割った額を足した額と年金額を加算した場合の額が28万円以上の場合は所定の算式で年金額が減額される。
2. 高年齢雇用継続給付金を受給していた場合は、1. で減額された年金からさらに減額されます。
 1. と2. は会社で働いていた場合の調整です。
 3. は退職して雇用保険から失業給付を受けた場合。

どうですか？

特別支給の老齡厚生年金は、働きながら受給することが多いので、
減額される場合が多いのです。
覚えておいてくださいね。

トピックスでは、一番多い3. の場合を解説しますね。

★トピックス ～年金と雇用保険の調整～

ここでは、特別支給の老齡厚生年金と雇用保険の失業給付との調整についてお話しします。

ざっくり制度の説明をすると、失業手当を受けている間は、
手当の額に係わらず年金は全額支給停止になります。
停止期間は、ハローワークに求職の申し込みをした日の翌月から
1年間となります。

平成22年1月15日に離職して、同月25日求職の申し込みをした場合は、
停止期間は、平成22年2月から、受給満了日平成23年1月15日の
翌日の属する月まで、
又は失業手当の給付日数が全部受けた時の最後の失業認定日の属する月
までとなります。

逆に、失業手当の支給を受けたとみなされる日及びこれに準ずる日
(待機期間、給付制限期間)が月に1日もない場合は、
その月分の年金の停止が解除されることとなります。
失業の認定を受けず失業の給付を受けなかった月の年金は、
その月の3ヵ月後に、1月ずつ暫定的な支払が行われることとなります。

最終的には、支給停止解除月数は、
年金支給停止月数—基本手当を受けた日数/30で
小数点以下は切上げて事後清算が行われることとなります。

なお、この基本手当との調整が行われるのは、
60歳前半の特別支給の老齡厚生年金で、
65歳以降の年金に対しては調整されません。

~~~~~編集後記~~~~~

お正月明けて嬉しいのは、  
お正月飾りに使われた橙が、  
安く、錦市場の果物屋さん並ぶことです。

行きつけの果物屋さんは顔を覚えてくださって、  
汁気の多そうな橙を安く売ってくれます。

カボスも酢橘もないこの季節、  
鍋物に汁気の多い橙は最高です！

さあ、今日も鱈ちりのポン酢に橙をたっぷり絞って  
熱燗で、おいしくいただきますよ！

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
